

(資料 1)

調査にあたった委員

委員長	石川多聞
副委員長	西條昌良
委員	高橋靖
〃	伊沢勝徳
〃	小田木真代
〃	鈴木徳穂
〃	鶴岡正彦
〃	山口武平
〃	飯岡英之
〃	海野透
〃	長谷川大紋 (平成19年 3月22日～平成19年 7月12日)
〃	常井洋治
〃	桜井富夫 (平成19年 3月22日～平成19年12月25日)
〃	飯野重男 (平成19年12月25日～)
〃	森田悦男
〃	長谷川修平
〃	臼井平八郎
〃	足立寛作

(資料2)

財政再建等調査特別委員会 調査活動経過

時 期		審 議 事 項 等
1	平成 19 年 5月 11 日 (金)	○調査方針、活動計画の決定 ○本県財政状況等の概況(全般的な事項) ○財政状況等の現状と課題 (歳出面、歳入面、本県組織の現状と課題)
2	5月 24 日 (木)	○調査項目の選定 ○行政組織の現状・課題と今後の対応 (総括事項、地方総合事務所、県税事務所、保健所、地域農業改良普及センター、土地改良事務所)
3	6月 11 日 (月) <定例会中>	○第二期地方分権改革の推進を求める意見書案の検討
4	6月 14 日 (木) <定例会中>	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (土木事務所、審議会・懇談会等) ○歳出面の現状・課題と今後の対応 (本県財政構造の分析、県単補助金の縮減、IT関連経費の縮減、公債費負担の抑制)
5	7月 4 日 (水)	○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・人件費の抑制 ・保有土地関係(総括事項、住宅供給公社、土地開発公社、開発公社、都市計画事業土地区画整理事業特別会計[TX沿線開発])
6	7月 30 日 (月)	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (地方総合事務所、農業関係出先機関、審議会・懇談会等) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 (徴収率の状況等、委託料の見直し、基金の見直し)
7	9月 4 日 (火)	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (地方総合事務所改革、農業関係出先機関改革、教育事務所等市町村指導体制の見直し) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・特別会計の見直し(総論、病院事業会計、競輪事業特別会計、鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、鹿島都市計画下水道事業会計)
8	9月 26 日 (水) <定例会中>	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (県税事務所改革、保健所改革、土木事務所改革) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・特別会計の見直し(物品調達特別会計、公債管理特別会計、市町村振興資金特別会計、中小企業事業資金特別会計、農業改良資金特別会計、港湾事業特別会計、流域下水道事業特別会計)
9	10月 22 日 (月)	○出資団体運営の現状・課題と今後の対応 (総論、鹿島都市開発(株)、(財)茨城県開発公社、茨城県住宅供給公社、茨城県土地開発公社、(社福)茨城県社会福祉事業団、(財)茨城県教育財団) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・徴収率による県単補助金削減 ・平成20年度予算要求についての基本的な方針

時 期		審 議 事 項 等
	10月 25日(木) ～ 26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●県外調査（岡山県） <ul style="list-style-type: none"> ・総合出先機関の再編について ・行財政改革の状況について
	11月 5日(月) ～ 6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ●県外調査（大阪府・京都府） <ul style="list-style-type: none"> ・決算黒字化への取り組みについて（大阪府） ・税業務共同化の推進について（京都府）
10	11月 22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○論点整理 ○行政組織の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> (地方総合事務所改革, 県税事務所改革, 保健所改革, 農業関係出先機関改革, 土木事務所改革)
11	12月 14日(金) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> ○中間報告案の検討 ○行政組織の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・農林関係出先機関 ・教育事務所等市町村指導体制の見直し ・公立小中学校の規模の適正化 ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・使用料・手数料の見直し ・収入未済額の縮減 ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律
12	平成 20 年 1月 24 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政組織の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会・懇談会等 ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政対策 ・政策評価 ・茨城県教育財団（経営評価, 対応策等について）
13	2月 27 日 (水) <定例会中>	○今後の調査に向けた論点整理
14	3月 14 日 (金) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政組織の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度組織改正の概要と出先機関再編スケジュール ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度当初予算向け財源確保策等 ・第 4 次行財政改革大綱（一部改定）
15	5月 7 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政組織の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・知事部局（本庁組織等）関係（県の重要な政策課題等に柔軟かつ的確に対応する体制整備） ・教育庁関係（公立小・中学校の適正規模, 県立高等学校の再編整備, 県立青少年施設のあり方及び教員の業務の軽量化） ・警察本部関係（組織の効率化及び警察施設の再編整備）
16	5月 30 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政組織・歳入・歳出面の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究機関・電子県庁の推進, 民間活力の導入等, 総務事務集約化等による組織の簡素・効率化
17	6月 17 日 (火) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政組織の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・公立小・中学校の適正規模・第一次答申における私立高校の状況を踏まえた県立高校の募集定員 ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体財政健全化法 ・出資法人等（公益法人制度改革の概要, 県住宅供給公社, 県土地開発公社, 県開発公社）

時 期		審 議 事 項 等
18	7月 16 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政組織の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・出先機関改革による職員数削減見込み及び効果額 ・地方総合事務所改革 ・農林関係出先機関改革 ・県税事務所改革 ・保健所改革 ・土木事務所改革 ・教育事務所等市町村指導体制の見直し
19	9月 4 日 (木) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> ○議論整理 ○議会改革 ○行政組織・歳入・歳出面の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・県税徴収率 ・試験研究機関 ○参考人意見聴取
20	9月 5 日 (金) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政組織・歳入・歳出面の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体財政健全化法 ・教員業務の軽量化 ○最終報告書案の検討
21	9月 19 日 (金) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> ○最終報告書の決定 ○意見書等の決定

(資料3)

※「今後の調査のポイント」抜粋（第15回委員会決定）

1 行政組織の更なる見直し

(1) 知事部局組織について

- 県の重要な政策課題等に柔軟かつ的確に対応する体制整備
- 試験研究機関の見直し
- ITの活用、民間活力の導入、総務事務集約化等による組織の簡素・効率化
- 人口規模等からみた本県職員数の適正規模

(2) 教育庁組織について

- 指導主事等の配置見直しによる教育現場への教員配置の充実
- 公立小・中学校の適正規模
- 県立高等学校の再編整備
- 教員の業務の軽量化

(3) 警察本部組織について

- 組織運営の効率化
- 事務事業の調査
- 警察署、交番、駐在所再編の考え方
- 防犯力強化のための県民理解の醸成

(4) 議会改革について

- 議員公舎の見直し

2 中間報告書の提言内容の明確化

- 実施時期、改革効果額の明確化について調査を進める。
- 「財源不足額」という固定観念をなくさなければ、いつまでも「財政危機」から抜け出すことができない。身の丈にあった予算編成ができるよう『真の財政構造改革』をどう進めていくべきか、考え方を議論。

将来負担比率

【本県】289.9%

(基準) 早期健全化基準 400%

(単位: 億円)

分子	将来負担すべき実質的負債 ; ①-②	<u>14,942</u>
	①将来負担額 ・一般会計等地方債現在高(実残高) ・債務負担行為に基づく支出予定額 ・退職手当支給予定額 ・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額 ・設立法人の負債額等負担見込額	24,600 17,722 610 3,695 1,827 746
分子	②充当可能財源等 ・将来負担額に充当可能な基金 ・充当可能特定財源見込額 ・地方債現在高等にかかる交付税措置見込額	9,658 580 892 8,186
	標準財政規模 ; ③-④	<u>5,153</u>
分母	③標準財政規模	5,906
	④当該年度公債費等交付税措置額	753

調査項目	執行部案の概要	改革効果額等
□知事部局組織 ○本庁と出先の役割分担の見直し 市町村への権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> 下記の出先機関の見直しに連動し個別に見直す。 市町村への権限移譲（平成20年度から実施分） ・まちづくり特例市 13市で実施 (+3) ・個別移譲事務の拡大 例 パスポート窓口事務 	19→20年度 ▲12百万円
○県の重要な政策課題等に柔軟かつ的確に対応する体制	<ul style="list-style-type: none"> 本庁組織の改革については、他県の事例、導入効果の検証を行なながら下記に努める。 <ul style="list-style-type: none"> 複数部課で行われている類似・関連施策に対しては、「有機のかつ迅速・機敏に連携し合う機動的な組織」となるよう、管理職のリーダーシップの発揮、職員の意識改革に努める。 将来を担う職員採用や若手職員の積極活用については下記に努める。 職員の大量退職が進むことから、厳しい財政状況下にあつても、人事費用などの人材確保策に引き続き取り組む。 任期付職員・研究員採用制度の活用などを確立するとともに、提案型の派遣研修制度などにより、職員の「やる気」を引き出し能力を十分に発揮させていく。 	19→21年度 ▲57人, ▲456百万円 20年度: ▲12人, ▲96百万円 21年度: ▲45人, ▲360百万円
○地方総合事務所の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 総合事務所を廃止し県民センター（仮称）を設置。現在の農林部門を除く6課1室を2課2室に大括り再編。 (農林部門については後掲) 県央地域は本庁直轄などとし、県北県民センターをは現行の場所に設置 県央地域の地域課題及び県民センター間の総合調整等を担当する地域支援担当理事を設置 	19→21年度 ▲13人, ▲104百万円 21年度: ▲13人, ▲104百万円
○県税事務所の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 現在の8事務所を、県税の賦課・徴収全般を取り扱う5事務所（水戸、常陸太田、行方、土浦、筑西）と、懇親会・納税証明書発行等の生民サービス業務及び賦課業務の一部を行なう3支所（高萩、稻敷、境）に再編。常陸太田が高萩を、土浦が稻敷を、筑西が境を統合し支所化。 徴収業務、賦課業務（自動車税等）、庶務業務などを本所に集約。 	19→21年度 ▲12人, ▲96百万円 20年度: ▲5人, ▲40百万円 21年度: ▲7人, ▲56百万円
○保健所の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 直接県民サービスに影響がない総務事務等を一部の特定保健所（水戸、潮来、土浦、筑西）に集約。 八日町熊谷調査交付金事務を本庁に集約。 	19→21年度 ▲68人, ▲544百万円 20年度: ▲19人, ▲152百万円 21年度: ▲49人, ▲392百万円
○土木事務所等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 給与、建設業許可、検査、特殊車両通行許可等の業務は水戸、常陸大宮、潮来、土浦、筑西の5土木事務所（仮称）に集約。 事務所の位置は從来の所在地とする。 それ以外の事務所は用地、建設、維持管理部門のほか、入札、占用許可など現地性の高い業務を行う工事事務所（仮称）6箇所と工務所（仮称）1箇所にて設置する。（工事事務所は常陸太田、高萩、境、大子工務所は大子） 管轄区域は從来どおりであるが、大子工務所（仮称）は常陸太田工事事務所（仮称）の管轄に変更する。 偕楽園事務所は水戸市に統合の方向で検討。 港湾事務所は、三港統合を終え22年度に水戸市に統合の方向で検討。 下水道事務所は企業会計の導入等を踏まえ22年度目途に再編の方向で検討。 	19→21年度 ▲68人, ▲544百万円 20年度: ▲19人, ▲152百万円 21年度: ▲49人, ▲392百万円

<p>○農業関係出先機関の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所農林部門、農業改良普及センター、土地改良事務所を再編統合した「農林事務所（仮称）」を設置し、効率的、一体的な推進体制とする。 ・農林事務所（仮称）の管轄区域は、極力県民センター（仮称）の管轄区域に統一し、事務所数は5箇所とする。 ・現在の総合事務所農林部門2課1室（県北は5課1室、県南は3課1室）は農林事務所（仮称）内の1部門1室（企画調整部門（仮称）、振興・環境室（仮称））に再編。（県北に限り林務部門（仮称）を設置） ・農業改良普及センターは、農林事務所（仮称）内の5箇所（逓宮・普及部門（仮称）のほか、笠間市、常陸大宮市、行方市、稻敷市、つくば市、八千代町、坂東市の7箇所とする。） ・土地改良事務所は、農林事務所（仮称）内の5箇所（土地改良部門（仮称）のほか、高萩市、福敷市、境町の3箇所とする。） ・計画調整部門、土木事業部門の庶務業務は、工事経理業務は極力企画調整部門に集約。 ・普及部門、土地改良事務所（仮称）に統合。 ・霞ヶ浦用水事業部門の庶務業務は、農林事務所（仮称）に統合。 ・霞ヶ浦用水事業部門、土地改良事務所（仮称）は、普及部門が現場からの要請に応えられるよう、研究部門のノウハウを活かして普及部門を引き続き技術的にバックアップする。 	<p>○付属機関の見直し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行数</th> <th>見直し後設置数</th> <th>委員数</th> <th>見直し後委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審議会</td> <td>80</td> <td>67</td> <td>1,245</td> <td>1,053</td> </tr> <tr> <td>懇談会等</td> <td>123</td> <td>84</td> <td>2,061</td> <td>1,346</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>203</td> <td>151</td> <td>3,306</td> <td>2,399</td> </tr> </tbody> </table> <p>見直し後の設置数は、審議会67、懇談会等84、合計151 見直し後の委員数は、審議会1,053人、懇談会等1,346人、合計2,399人 (25.6%削減)。 (27.4%削減)。 原則として、全ての審議会・懇談会等に終期を設定する。 開催費の節減効果は、21百万円(23.1%削減) 人件費相当額の節減効果は、52百万円(17.5%削減)</p>	区分	現行数	見直し後設置数	委員数	見直し後委員数	審議会	80	67	1,245	1,053	懇談会等	123	84	2,061	1,346	計	203	151	3,306	2,399	<p>見直し後の設置数は、審議会67、懇談会等84、合計151 見直し後の委員数は、審議会1,053人、懇談会等1,346人、合計2,399人 (25.6%削減)。 (27.4%削減)。 原則として、全ての審議会・懇談会等に終期を設定する。 開催費の節減効果は、21百万円(23.1%削減) 人件費相当額の節減効果は、52百万円(17.5%削減)</p>	<p>19→21年度 ▲52人, ▲416百万円 20年度:▲19人, ▲152百万円 21年度:▲33人, ▲264百万円 ※過去の統合によるデータ</p> <p>19→20年度 ▲73百万円</p> <p>○見直し状況</p> <p>見直し後の設置数は、審議会67、懇談会等84、合計151 見直し後の委員数は、審議会1,053人、懇談会等1,346人、合計2,399人 (25.6%削減)。 (27.4%削減)。 原則として、全ての審議会・懇談会等に終期を設定する。 開催費の節減効果は、21百万円(23.1%削減) 人件費相当額の節減効果は、52百万円(17.5%削減)</p>
区分	現行数	見直し後設置数	委員数	見直し後委員数																			
審議会	80	67	1,245	1,053																			
懇談会等	123	84	2,061	1,346																			
計	203	151	3,306	2,399																			

○県立高校の再編整備	<p>・本年4月の茨城県高等学校審議会第1次答申及び本年12月に予定される最終答申を踏まえ、第2次再編整備基本計画(平成23年度～32年度)の策定に取り組んでいく。</p> <p>※第1次答申の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正規模 1学年4～8学級が妥当 ・適正配置 厚北山間部の過疎地域については特段配慮が必要。 ・統合基準 生徒増が見込まれる地域では学級増を視野に入れることが必要。 ・統合的具体的な統合基準を予め定める。 ・現実施計画で統合対象となつてない学校でも、適正規模を下回る小規模校については、諸事情を勘案しながら統合、募集停止などの対応を検討していく。 	
	<p>前期実施計画(15～18年度)による統合前と統合後の比較</p> <p>統合1組2校当たり 教職員 ▲14人 経費 ▲133百万円</p>	
○県立青少年教育施設のあり方	<p>・現況 6施設 宿泊定員1,008名 少子化傾向を踏まえた必要定員 現在 870名 → 20年後 560名</p> <p>・西山研修所はあり方を引き続き検討。</p>	<p>19→20年度 20年度 ▲101百万円</p>
○教員の業務の軽量化	<p>○教育委員会、学校及び教育関係団体で構成する業務の軽量化に係る検討会議等を設置し、小中学校教員の業務の軽量化を推進することにより、児童生徒に向き合う時間を確保する。</p> <p>〔改善の基本的な視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の業務の縮減 「調査報告業務」の同様調査との整理・統合等、「出張を伴う会議」の優先順位を付けた積極的な縮減、「作品募集」への教員関与の縮減、「研究指定」の内容や日程の見直し、「出張を伴う研修」の同種研修との整理・統合等、「校内研究・研修」の内容の精査 ・学校の支援体制の充実 「安全対策」への外部がランティアの活用、「保護者対応等」における問題解決支援、 	
○警察組織等 ○組織運営の効率化	<p>一般職員の定数を平成22年度に549人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員を平成28年度までに段階的に50人まで拡大することを目指す。人件費削減効果 総額で▲55百万円 ・交番相談員、スクールサークルサポーター事務を臨時職員に移行。人件費削減効果 ▲8百万円(4人分、正職員の人件費との差額) 	<p>19→22年度 警察一般職員 22年度まで ▲11人、 ▲88百万円</p>
○事務事業の見直し	<p>平成20年度予算は、対前年度比▲7億3千万円、▲1.19%。 主な減額 (被服調整費▲107百万円、地域情報ネットワーク費▲57百万円) ・自動車保管場所現地調査業務委託などを随意契約から一般競争入札に移行。▲27百万円 ・各ITシステム(護送業務の集中運用、本部庶務業務)、交通安全協会、暴力追放推進センターへの補助金を廃止。</p>	<p>19→20年度 20年度 ▲730百万円</p>
○警察施設の再編整備	<p>事件事故の夜間多発傾向に対応するとともに、警察施設の建て替え経費削減を行う。</p> <p>交番 78→90所程度 計 321→250所程度 建て替え経費削減額 ▲27億円</p>	<p>今後30年間の削減見込み ▲27億円</p>
○県民理解の醸成	<p>ホームページ、防犯メールの活用、警察署協議会の活性化、自警团への支援などにより、警察活動に対する県民理解の醸成を図る。</p>	

※「警察施設の再編整備」を除いて、「人件費の抑制」の効果額を一部重複して記載している。
 ※「警察施設の再編整備」については、現在の交番・駐在所数で建替を行った場合と再編案に基づく交番・駐在所数で建替を行った場合とを比較した額を記載している。

調査項目	執行部案の概要	改革効果額等
○人件費の抑制	組織や事業の抜本的見直しにより職員数を削減することも、退職手当賞の発行、早期勧奨退職制度の積極活用により、人件費の抑制及び負担の平準化を図る。 ※参考 本県職員数 全国1位。職員1人あたりの人口 全国11位。総務省定員モデルでは、5～8位のスリム度（平成17年度まで）	1.9→2.2年度 2.0年度：▲3億円 (給与カット分(▲1.05億円)を加えると ▲1.08億円) 2.2年度までに、 年間▲80億円程度 ※一部再掲
○人口規模等からみた本県職員数の適正規模	定員適正化の客観的指標として、定員管理調査結果の分析や総務省の新しい定員モデルなどを活用し、客観的な標準を定め、組織の體素効率化を図っていく。 ※参考 本県職員数 全国1位。職員1人あたりの人口 全国11位。総務省定員モデルでは、5～8位のスリム度（平成17年度まで）	1.9→2.2年度 2.0年度：▲7億円 2.2年度までに、 年間▲20億円程度
○公事事業の縮減重点化	・公共投資は地域経済や雇用に与える影響に配慮しつづきを抑制。 ※18～20年度の3年間で10%以上削減。(H19～H20予算比で△7.3%)	1.9→2.2年度 2.0年度：▲5.2億円 2.2年度までに、 年間▲20億円程度
○事務事業の見直し ・県単補助金の縮減	○市町村向け補助金の見直し 市町村の主本拠的な動機努力を促すため、個人県民税徴収率が相当程度低い市町村に対する県単補助金を削減。19年度徴収率が90%以下の市町村について、21年度の補助金（対象外の補助金あり）を2.5%削減予定。 ○大型補助金の抑制 他県との比較、補助額の平準化（補助期間延長など）などにより抑制。 ○零細補助金の縮減 ・少額な市町村向け補助金の廃止（1事業当たり百万円以下、特に団体の予算規模に占める割合が10%以下、繰越額が補助額の3倍超など） ・団体向け補助金の削減 ○委託事業の見直し ・委託料の見直し	・同種の事業についての委託仕様書の統一、随意契約から競争入札への切り替えなど。 ・外部委託導入においては、H19年4月策定の基本方針に沿って、サーバーレビューやの中に対象事業をリストアップし、具体的な導入時期、手法について検討していく。併せて厳格な履行確認、効果検証を行い、委託後の適正な行政サービスの確保に努める。 ・指定管理者制度については、今年度更新手続きが必要な施設等（18施設）について下記の方針で取り組む。 ・原則公募とする。・十分な公募期間をとる（40日→2カ月に延長） ・指定期間は原則3年から5年とする。（5年は運営に創意工夫が必要な施設） ・選考委員会の半数以上は外部有識者とする。 ・利用者アンケートの義務付けなど厳格な評価を行う。
○大規模建設事業 ・イベントの見直し	○基本方針 ・5億円以上の建設事業→既着手のものは内容の精査見直し、構想中のものは凍結。 ・1億円以上のイベント→先進県の実施内容にとらわれることなく事業費の見直し。 (※当面の事業 H20国民文化祭、H21技能五輪全国大会、全国障害者技能競技大会)	・新規整備や改修等を行おうとする情報システムを対象に、予算要求前と予算執行前に情報化統括監（CIO）の技術的評価を行い、業務の見直しを含めたIT関連経費の適正化を図る。（※H19、20年度の2ヶ年で17億円を削減） ・20～21年度にかけて個別情報システムに共通するための共通基盤システムを整備し、汎用機を廃止してサーバ（小型コンピュータ）へ移行。
○総務事務集約化等による組織の簡素化、効率化	・給与、旅費、福利厚生などIT活用で一元的に処理できるものについて集約化し定数削減を図る。 ・H21年度から出先機関の再編に併せて一部先行実施し、共通基盤システム整備の進捗に併せてH23年度からの全面導入を目指す。	

○公債費負担の抑制 (新規発行抑制・県債残高の圧縮)	○県債残高の圧縮 ・公共投資に充てる建設県債や債務負担行為については引き続き抑制し、残高を減少させる。特例的な赤字県債等についても必要性を検討し、22年度を目途とするライバーランスの黒字化の早期実現に努める。	1.9→3.3年度 3.3年度までに： ▲約8.6億円 2.0年度、▲約9億円 2.2年度までに： ▲年間▲約20億円
	○資金調達コストの削減 ・公的資金の補償金免除線上償還制度を活用し金利負担を軽減 (19~21年度で440億円の政府系資金を補償金無しで換上償還し、低利の民間資金に借り換える。金利負担軽減額は33年度までの総額で86億円程度) ・今後の金利上昇リスクを回避するため、20年以上の超長期債の発行を検討。 ・調達手法の多様化などにより金利負担の抑制・適正化を図る。	1.9→2.0年度 2.0年度、▲5億円 今後の改革徹底により、更に支援見直し
○出資団体等への財政支援の見直し	○全般的対策 ・改事工程表の目標達成に向けあらゆる手段を講じて保有土地処分等に全力で取り組む。精査団体は半年ごと、その他は1年ごとに工程表の取組状況を公表するなど進行管理を徹底。 ・損失補償等限額については、毎年度できる限り切り下げるとともに、今後は総合的な設定は行わず、補償額・割合等を個別事業毎に精査し、真に必要なものに限定する。 ・損失補償等限額が予想される損失については、先送りすることなく適切に対応する。 ・公益法人制度改事等に伴い発生が予想される損失については、「資産査定等専門家により資産の適正評価を行うとともに、国の「第三セクターエンジニアリング」の改革にあたっては、「経営検討委員会(仮称)」の意見を踏まえ取り組む。 ・開発公社、住宅供給公社等の経営改善に努める。 ○各団体の主な対応(団体毎対策の詳細については第9回委員会(10/22)の資料1、3、第20回委員会の資料1、2に記載)	
鹿島都市開発	・経営改善計画に基づき、部門別に原価・収益管理を徹底し、合理的かつ効率的な経営管理に努めるなど。 ・当期利益の黒字基調の維持・拡大に努め、多額の債務超過となつている財務体質の改善を着実に図る。 ・全社一丸となるたたかげ広告宣伝活動の展開や多様化するニーズに対する柔軟な商品開発等に努めるなど。 ・本部、各部門の経営改善に努める。 ・開発公社、住宅供給公社等の経営改善に努める。 ・導入した月次決算に基づき、運営に細かく会計検討を行い、速やかに改善策を講じる。	
開発公社	・21年度から22年度にかけても債務超過の可能性あり。公社の最大限の自助努力を前提に、公債超過の回遊策を含む)を県の財政状況を勘案しながら慎重に検討する。 ・安定的で自立した経営を継続のための総合的な支援策(当面の債務超過の回遊策を含む)を検討する。 ・プロパー工業団地のうち分譲中の団地については、公共工業団地と同様な金利負担の逓減策についても検討していく。また、未造成の団地については、公社としての事業化が困難な状況を踏まえ、県を含む新たな事業主体についても検討を行いう。 ・公社の経営状況から、今後新たなる事業に対しては、現在のスキームによる賃金調達が困難な状況となることから、新たなる資金調達方式など、より有利な条件で資金調達が図られるよう、金融機関との協議していく。 ・公社による経営が困難と判断されたものについては、民間譲渡や施設の廃止を視野に入れるとともに、施設の売却等に引き続き努力を実施する。 ・福岡空港の健全経営のためには、施設の売却等に引き続き努力を実施する。 ・ビル・駐車場事業等については、当面、貴重な収入源として事業を継続していくが、将来的に入居率が悪化すること等により公社経営に深刻な影響を及ぼすと判断される場合には、売却も視野に入れるとともに必要な措置を検討する。	
住宅供給公社	・改革工事表に基づき、民間事業者との共同事業、インターネット公売など多様な販売方策により顧客開拓、販売促進を図り、保有土地処分の目標達成に向け全労で取り組む。 ・平成19年度決算で生じた損失について、土地の早期処分等のためのやむ不得ない損失であることから、18年度決算同様に追加の支援を講じることとする。また、今後、地価下落等によるやむ不得ない追加損失が生じた場合も同様とする。 ・地価下落傾向が緩く中、低価法適用により保有資産の評価損は避けられないため、発生が予想される損失には適切に対応する。	

土地開発公社	県の経営支援により、27年度までに債務超過の解消を図る。 ・地価下落傾向にあるが、長期保有土地の約9割を占めるひたちなか地区についてはできるだけ有利に売却する。	
社会福祉事業団	中期経営計画に基づき、人件費の削減等による県費負担の削減を図る(H17～H18で7億円の県費負担減) ・県立あすなろの郷のあり方検討(県立施設としての役割等)	
教育財団	平成19年12月の「県出資団体等経営改善専門委員会意見」に基づき、下記の改革を実施していく。 ・県職員派遣の見直し(H17/H22で△58人、36%の減) ・理職文化財事業への民間事業者の活用等による経費削減 ・指定管理者としての適正な財団運営(指定管理料の算算改善など) ・財団のあり方検討(生涯学習施設の必要性検討(吾妻山洗心館は20年度で廃止予定)、生涯学習センターの民間・市町村との役割分担などの総合的検証など)	
	○特別会計・企業会計の見直し ○事業の効率化や経費の徹底した見直し等により、一般会計からの繰出金の更なる抑制。 ○当初の設置目的が薄れたものなどの中止・休止を検討(物品調達、公用地先行取得事業など)。 ○地方公営企業法の全部を適用した病院事業については、更に抜本的な経営改善・効率化を進め、一般会計からの繰出金を抑制する。 ○地方公営企業法の財務適用予定の流域下水道事業については、企業的経営により事業の効率化や費用負担の明確化を図り、一般会計からの繰出金を抑制する。	一般会計からの繰出し 抑制 19→22年度 20年度▲8億円 22年度までに、 年間▲10億円

※効果額については、「財政集中改革プラン」の收支見通し(H21～22)をベースに、前年度と当該年度を比較した額を記載している。
※「人件費の抑制」については、「組織面」での効果額を一部重複して記載している。

調査項目	執行部案の概要	改革効果額等
○県税徴収率の向上	<p>○目標徴収率（実績） 20年度 97.0% 19年度 96.5% (96.4) 18年度 96.0% (96.3)</p> <p>○これまでの主な取組み（18・19年度） ・「催告の繰り返し」から処分前提の滞納整理への転換 ・個人・県民税対策 市町村への県税務職員派遣（H18～12団体、H19～16団体） ・自動車税対策 タイヤロックによる差押、自動車公亮の実施 ・自主納税推進 納税証明書添付義務の拡大（14から29事業へ）</p> <p>○重点的に実施する事業 【個人県民税収取分対策】 ・特別共同滞納整理の強化 ・検索等による財産調査や動産等差押の強化 ・現年課税分の大口滞納事案等に対する滞納整理の早期着手</p> <p>○徴収率による県単補助金削減（再掲）</p> <p>○現況 不分譲面積 1,441ha 借入残高 4517億円…（H19末、次行も同じ） （うちTX沿線開発（土地区画整理特会）、開発公社、土地開発公社、住宅供給公社の4つで1,351ha 4,110億円）</p> <p>○一般的な対策 ・不確定な将来負担及び金利負担抑制のため早期処分が必要。土地の利用価値、取引の実勢、将来の金利負担等を総合的に勘案し、早期処分により確定した損失については、できるかぎり早期に對策を講じる。</p> <p>・公共事業による計画的買い取りなど公共共用等について検討する。</p> <p>○主な個別対策 ・TX沿線の土地（詳細は第2.0回委員会資料参照） ・昨年度までの処分実績は、解説を上回る価格で処分が行われているが、昨年度上半期頃から土地需要が落ち着込んでいている。 ・住宅にこだわらず、事業所、研究所、医療福祉施設、物流施設など幅広く誘致していく。 ・大規模緑地について公共利用も含め活用策を検討するほか、河川調節池用地等については公共事業による買い取りなど早期処分の具体化に努める。 ・開発公社に委託に加え、県による段階的買戻しを継続実施。 ・金利分の県費負担（出資団体見直し欄） ・住宅供給公社 前掲（出資団体見直し欄）</p>	<p>1.9→2.2年度 2.0年度：4億円 2.2年度まで：年間9億円ずつ増加</p> <p>〔一般会計分〕 1.9→2.2年度 2.0年度：3億円確保 (業務用地分 (7.4億円) を加えると 7.7億円) 2.2年度まで：年間3億円以上確保</p>
○県等未利用地の処分促進	<p>○現況 不分譲面積 1,441ha 借入残高 4517億円…（H19末、次行も同じ） （うちTX沿線開発（土地区画整理特会）、開発公社、土地開発公社、住宅供給公社の4つで1,351ha 4,110億円）</p> <p>○一般的な対策 ・不確定な将来負担及び金利負担抑制のため早期処分が必要。土地の利用価値、取引の実勢、将来の金利負担等を総合的に勘案し、早期処分により確定した損失については、できるかぎり早期に對策を講じる。</p> <p>・公共事業による計画的買い取りなど公共共用等について検討する。</p> <p>○主な個別対策 ・TX沿線の土地（詳細は第2.0回委員会資料参照） ・昨年度までの処分実績は、解説を上回る価格で処分が行われているが、昨年度上半期頃から土地需要が落ち着込んでいている。 ・住宅にこだわらず、事業所、研究所、医療福祉施設、物流施設など幅広く誘致していく。 ・大規模緑地について公共利用も含め活用策を検討するほか、河川調節池用地等については公共事業による買戻しなど早期処分の具体化に努める。 ・開発公社に委託に加え、県による段階的買戻しを継続実施。 ・金利分の県費負担（出資団体見直し欄） ・住宅供給公社 前掲（出資団体見直し欄）</p>	<p>1.9→2.0年度 2.0年度：1億円 (一括見直し) 今後定期的見直しで 0.5～1.5億円</p>
○使用料・手数料等受益者負担の適正化	<p>○価値動向等社会情勢の変化に応じて適切に見直す。 ・7条例で、改定107項目、新規4項目、計11項目について見直し、自動車保管場所証明手数料、飲食店営業許可更新申請手数料による手数料収入増50百万円（上記と合わせて、H20は約1億円の収入増。）</p>	<p>1.9→2.0年度 2.0年度：1.0億円 (整理統合)</p>
○各種基金の整理統合と活用	<p>○残高僅少なもの、国費が財源でないもの、必要性が少なくなったものについては廃止を含めた見直しを検討。 20年度は下記の5基金を廃止。 (県北・鹿行地域整備基金、県有林事業基金、宝くじ収益金による基金、霞ヶ浦対策基金、常磐新線・グレーターつくば整備基金) ○特定目的のための基金についても財源対策で活用できるよう規定の見直し (ふるさと水どり基金の活用など) ○国費で造成した基金の財源対策への活用を検討</p>	<p>一般会計への繰出し増 2.0年度：3.4億円確保 2.2年度までに：3.5億円以上確保</p>
○特別会計・企業会計の見直し	<p>○内部留保資金等が多い会計について、県債や一般会計からの貸付金の償上償還、一般会計への更なる繰出しを実施 (工業用水道事業、市町村振興資金など、20年度は60億円を繰出し)</p>	

○收入未済額の縮減	滞納者に対する回収策の強化として、臨戸催告や相談体制の強化、高校授業料などについて簡易裁判所による支払督促制度の活用、県當住宅家賃改修などについて民間債権回収会社への回収委託・集金代行業務の委託などを実施。新たに未収金の発生防止として、債務者の適切な把握、貸付時の適切な審査、連帯保証人に対する償還義務履行の意識付け、速やかな債権保全措置などを講じる。	税外未収金回収額（過年度分） 19→20年度 20年度：4億円
○広告収入の増加	・給与支給通知書裏面への広告掲載、庁舎等公共施設における有料広告掲載などにより1～2百万円程度の収入増。	

※効果額については、「財政集中改革プラン」の収支見通し（H21～22）をベースに、前年度と当該年度を比較した額を記載している。

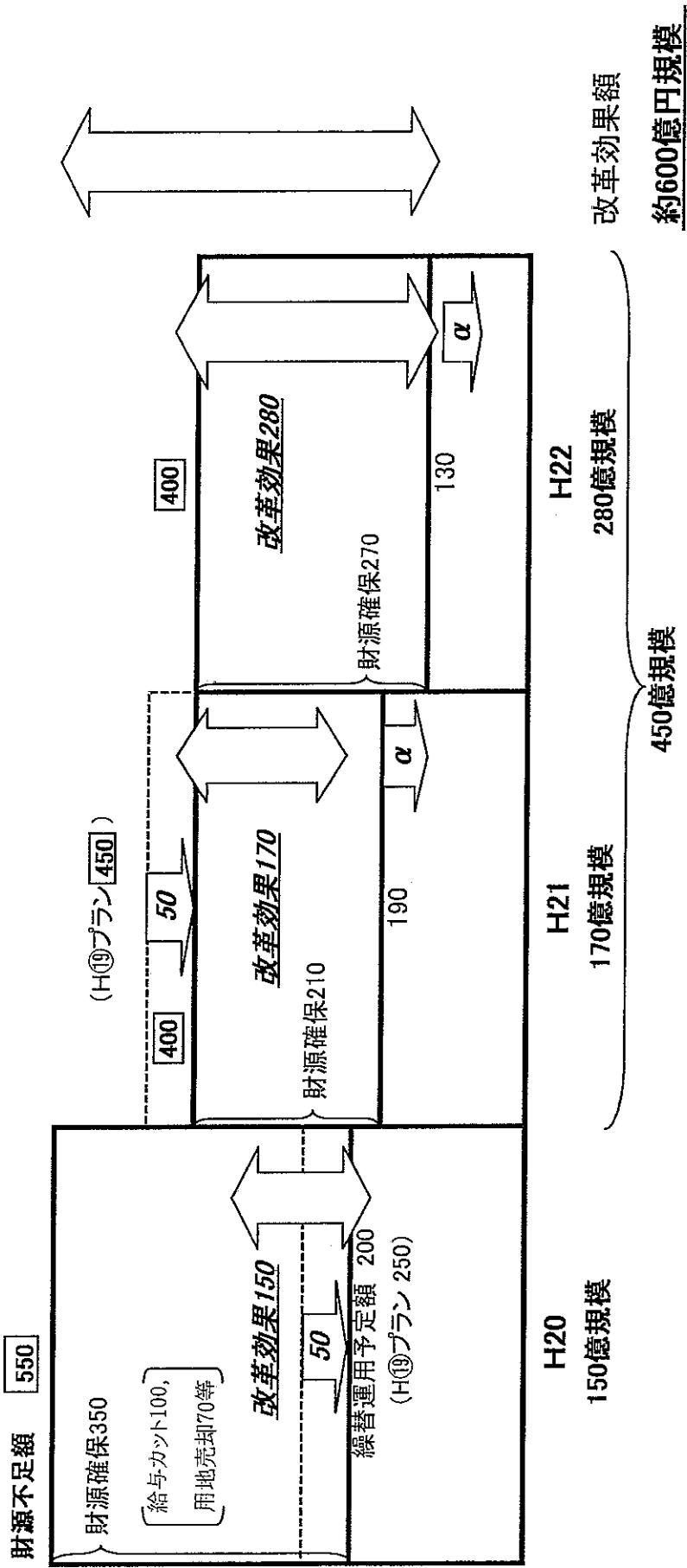
調査項目		執行部署の概要	改革効果額等
○政策評価等事業評価制度のさらなる充実	・施策、事業を評価する政策評価制度についても、PDCAサイクルの実効性を高めるため、事業部局と財政部局、また事業部局間の連携を強化するなど評価結果の有効活用に努める。 ・評価事務が過重にならないよう評価手続や活用方法などについて不断の見直しを行っていく。 ・より一層県民への浸透を図るために公表方法について検討する。		
○地方税財政制度の見直し	※委員会が下記内容の意見書を国に提出。 ○第二期地方分权改革の推進を求める意見書 ・交付税総額確保・国と地方の役割分担の見直し・地方税源の充実強化と偏在是正対策・直轄事務負担金の廃止 ○各自治体の状況を斟酌した上で再生法則による各種基準の設定 ○真の地方分权の実現に向け真摯な取り組みを求める意見書 ・國から地方への原則どおり譲り受けた限財源移譲、内閣總理大臣のリーダーシップ發揮 ・法人事業税の分割基準見直し等地域間競争格差の是正 ・地方政府税総額の復元充実、地方消費税率の充実などは正		
○企業誘致の促進	・企業部門の好調さが続いている好機を逃さず本県独自の課税免除措置や交通インフラなど、本県の立地優位性をアピールし積極的企業誘致に取り組む。 ・不動産の証券化など新たな分譲手法を検討。 ・間接リース制度や紹介手数料制度の拡充を19年度より新たに実施。	分譲目標 年間60件、100ha (民地含む)	

※効果額については、県計画の目標値を記載している。

〔改革効果額〕
◆20年度 150億円規模
◆22年度までにさらに 450億円規模

※給与カット（105億円）及び臨時的な業務用地売却収入（74億円）を除く

○改革効果額の考え方(イメージ)



(ポイント)

- 平成20年度の財政集中改革プランにおける改革効果額のイメージを図示。
- 改革効果額は、平成20年度においては、150億規模。平成22年度までに、さらに450億円規模。合わせて約600億円規模。
- 平成20年度の改革効果により、19年度プラン時に想定した繰替運用予定額250億を200億以下へ50億以上縮減。
- 平成21年度には、改革効果として財源不足額を19年度プラン時の想定より50億縮減するとともに、170億規模の改革効果。
- 平成22年度には、平成21年度の改革効果を踏まえ、280億規模の改革効果。
- 組織の再編などの改革を明確にして、21年度の繰替運用予定額190億、22年度の繰替運用予定額130億のさらなる圧縮に取組。

※財源不足額 = 19年度当初予算ベースで推計した歳入・歳出の収支不足額
 ※財源確保 = 財源不足額を解消するための歳入確保・歳出削減等の取組額
 ※繰替運用予定額 = 財源確保 = 財源確保予定額

(資料6)

真の地方分権の実現に向け真摯な取り組みを求める意見書

三位一体の改革に伴う地方交付税の大幅かつ急激な削減以来、一部の富裕団体を除き多くの自治体は、財源対策に汲々とした行財政運営を強いられている。

これまで国を上回るペースで行革努力を積み重ねてきた地方にとって、更なる歳出削減は「渴いた雑巾をさらに絞る」作業であり、住民サービスを低下させずに歳出を削減するには、職員の給与カットなどの人件費削減や県債管理基金からの繰替運用など、窮余の策で歳出歳入のギャップを埋めざるをえない状況にある。この財政危機は、三位一体の改革によりもたらされた構造的なものであり、地方自らの改革努力のみで安定した自立的な行財政運営を行っていくことは極めて困難な状況にある。

閉塞感が蔓延する地方にあって、地方都市の中心市街地の衰退や中山間地の過疎化は一層深刻化しており、大都市部と地方の地域間格差はますます拡大してきている。

また、中央集権の下で画一的に行われる施策は、財政的に非効率であるばかりではなく、生活者の視点の欠如により様々な行政課題を露呈させている。

このような状況を開拓するには地方分権改革を断行し、自治行政権、自治立法権、自治財政権を具備した「地方政府」を確立し、中央省庁の組織解体を含め中央政府のあり方そのものを変革していくしか道はないと考える。

さらに激しく、ますます複雑に展開していく国際政治、国際経済、国際社会の中で、我が国がその立場を確固たるものとし、発言力や行動力あるリーダーであり続けることを目指すのならば、そもそも国は、外交、防衛、通貨、司法といった本来國でしか担えない事務に専念すべきである。それ以外の事務を地方に委ねることを躊躇しているいとまはない。地方分権の基本原則は、中央政府の役割を限定し、住民に身近な行政は地方自治体が担っていくということに他ならず、この原則からすれば、地方分権改革推進委員会の第1次勧告で打ち出した権限移譲項目がすべて地方に移譲されたとしても地方分権は完結するものではない。

一方、政府の地方分権改革推進要綱（第1次）では、移譲項目の範囲は上記原則よりも大幅に狭まっている。そして、その矮小化された議論の中でさえ各省庁は激しい抵抗をみせており、地方の失望感、徒労感は非常に大きいものがある。

第二期の地方分権改革の成否がかかっている今こそ、国においては、地方分権の意義、重要性を再認識され、下記事項について真摯に取り組まれるよう強く求めるものである。

記

- 1 国から地方への基本原則どおりの権限移譲が達成されるよう、すべての関係省庁は真摯に取り組むとともに、内閣総理大臣は強力なリーダーシップを発揮すること。また、権限移譲にあたっては、必要となる財源移譲も一体的に進めること。

2 地方の疲弊を重く受けとめ、地方の財源不足に対応して、地方交付税総額を復元・充実すること。

あわせて、地方の安定的な行財政運営を確立するため、地方消費税の充実等を通じて地方税源を強化すること。

3 法人事業税の分割基準の見直し等により、地域間の税収格差の是正を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 月 日

茨城県議会議長 桜井 富夫

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

(資料7)

その他委員会から出た意見

総合事務所関連

- ・消費生活相談は一義的には市町村で受け、そこで対応できないものを県に回すやり方がよい。

土木事務所関連

- ・発注者側の施工管理能力が低下しているとの声も聞かれることから、民間業者をしっかりと指導できるよう、一層の職員の技術力向上に取り組むべき。
- ・道路法線を立案する際には、必ず職員自らが現場を入念に踏査し、その後の事業が円滑に進むよう留意するべき。
- ・水戸土木の偕楽園公園課と都市施設整備課は1つにしてもいいのではないか。
2つ置くのであれば、偕楽園公園課は観光などソフト事業も持つなど機能強化していくべき。

試験研究機関関連

- ・県民から見て何をやっているのかわからない名称になっている機関が多い。わかりやすいネーミングにするべき。
- ・「ピュアいばらき」はもっと販売促進の努力をするべき。

高等学校再編関連

- ・私立は生徒に金銭負担が大きい。私立から公立に生徒をシフトさせるくらいの意気込みで私立に負けないような公立学校づくりをするべき。
- ・金銭的には学費補助をしても公立の生徒を私立にシフトさせる方がよい。私立は建学の精神を持って個性的な教育をしており、私学のよさを受け入れ公立から私立に生徒をシフトさせるような施策があつてもよい。

その他教育関連

- ・学校に学校支援ボランティアなどを受け入れ、地域ぐるみで学校経営を支援してもらう「学校支援地域本部事業」が浸透した場合、どれぐらい教員の業務負担が軽減されたのかを検証するべき。
- ・教員のメンタルケアは大きな課題である。初任者研修時に人間関係を構築するため、教育研修センターの宿泊室を個室から相部屋に改装するべき。
- ・教育は財政的な問題だけではなく国の根幹に関わることなので、しっかりと県がリーダーシップをとって、各市町村を指導するべき。

大型補助金関連

- ・私学助成を見直す場合には、これまでの私学の果たしてきた役割を十分に踏まえた上で検討するべき。
- ・マル福制度の所得制限について、少子化対策の観点から見直すことも検討するべき。

特別会計関連

- ・中小企業事業資金について、貸付金の回収ができなくなると一般会計にも影響が出るので、貸付審査と未収金回収には最善の努力をしてほしい。
- ・高度化資金はここ数年実績がないのだから、どこかで整理することを考えてはどうか。
- ・競輪事業について、日本自転車振興会に納める交付金の削減を要望していくべき。

県税徴収率関連

- ・県税の不納欠損額の推移が軽油引取税によって大きく左右されているが不正軽油を許さないよう警察等と連携してしっかりやってほしい。

